

施設名	平日		土		休館・休止・時間短縮による平日削減見込率
	昼間	夜間	昼間	夜間	
グリーンカレッジホール	臨時休館日設定 (志村ふれあい館の臨時休館に合わせ) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)		15%
障がい者福祉センター	グループ活動室・陶芸室・和室・相談室 ・多目的ホールの夜間利用休止 及び講習会室の利用休止 ※利用可能時間 9時～16時30分		通常どおり (9時～21時30分)		7%
エコポリスセンター 【定期休館日】 第3月曜(祝日の場合翌日)	視聴覚ホール・環境学習室の 臨時休止日設定 (前野地域センター輪番制休館に合わせ) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)		1%
リサイクルプラザ (処理ゾーンを除く)	開館時間短縮及び臨時休館日設定 (原則として、開館時間9時を10時に、 閉館時間17時を16時に変更) ※利用可能時間 10時～16時		通常どおり (9時～17時)		33%
水車公園茶室	開館時間短縮及び臨時休館日設定 (閉館時間21時を16時30分に変更：8月8日から16日まで臨時休館) ※利用可能時間 9時～16時30分				35%
赤塚植物園講習室 学校開放施設 体育館・クラブハウス 地域開放教室	新規受付停止				—
野球場(小豆沢・城北)	輪番制休止(5グループ制) ※利用可能日時 学校休業日9時～21時		通常どおり (9時～21時)		16%
庭球場(小豆沢・加賀)	ナイター利用休止 ※利用可能時間 7・8月：9時～18時／9月：9時～17時		ナイター利用休止 (9時～17時)		100%(ナイターのみ)
学校開放施設 照明設備のある校庭(大谷口小)	ナイター利用休止 ※利用可能時間 9時45分～17時30分		ナイター利用休止 (9時～17時)		100%(ナイターのみ)
児童館	開館時間短縮 (閉館時間18時を17時30分に変更) ※利用可能時間 9時45分～17時30分		通常どおり (9時～17時)		5%
熱帯環境植物館 【定期休館日】 月曜(祝日の場合翌日)	開館時間短縮 (閉館時間18時を17時に変更) ※利用可能時間 10時～17時		通常どおり (10時～18時)		11%

※「休館・休止・時間短縮による平日削減見込率」は、照明・空調・エレベーターなどによる節電効果は含まれていない。

- (4) 一部休館とする施設の具体的な休館日・時間など
施設毎の休館日・時間については、公表する。
- (5) 施設開館時の節電
施設開館時には、区の節電対策であるエレベーターの利用自粛など、利用者の皆様の最大限のご協力をお願いします。
- (6) 留意事項
現時点での電力事情に基づく方針のため、今後の状況変化により見直す場合あり。
- (7) その他
夏期における区施設の設備保守や改修による臨時休館により、利用を休止する場合は、事前にお知らせする。

8 「電力需給逼迫警報」発令に伴う対応策について(平成23年)

政府は、電力供給力が不足し、需給逼迫があらかじめ予想される場合は前日の18時ごろ、当日に判明した場合は速やかに「需給逼迫警報」を発令することとなっている。さらに需給状況が厳しい場合には、2時間前までに計画停電の実施の可否を東京電力が告知する。

板橋区は、警報発令時に区民や事業者の方へ向けて情報提供・需要抑制のお願いなどを行うとともに、緊急節電対策を実施する。

(1) 区民・事業者への周知

警報発令後は、HPや防災情報メール、ツイッターなどを活用して、情報提供や更なる需要抑制のお願いをする。また、警報発令中であることを各施設に掲示する。警報解除後は、その旨をあらためて周知する。

(2) 緊急節電対策の実施

警報発令当日は、区民サービスへの影響や施設の安全管理などに十分配慮して、緊急節電対策を実施する。

- ・ 現在実施中の節電対策の徹底(昨夏の使用最大電力から▲15%)
- ・ 本庁舎(夏季節電対策から最大で▲16%)
- ・ 冷温水発生機1/2運転、地下1・2階の送風機停止、照明2/3消灯、パソコン電源オフ(バッテリー駆動)
- ・ その他の施設(夏季節電対策から最大で▲6%)
空調設定温度 29℃、照明2/3消灯、パソコン電源オフ(バッテリー駆動)
- ・ 各所属での対応策

提出いただいた対応策で、上記の対策以外に節電効果があるものも実施する。

なお、上記対策の実施が困難な場合は、可能な限りの対応策を実施する。

(3) 緊急節電対策実施の際の注意事項

- ・ 緊急節電対策を行うにあたり、保育園、特養ホームなどの節電困難施設は、保健衛生上及び安全管理上不適切なものとならないよう十分注意する
- ・ 空調の温度管理による緊急節電対策を行うにあたり、熱中症の発症の危険性や心

身への負荷が高まらないように十分な工夫を行なう

- ・ 照度の調節による緊急節電対策を行うにあたり、階段や段差などの危険箇所などを除いた消灯を徹底する

9 需要抑制(節電)実績(平成23年)

7月から9月における区施設のピーク電力(kW)抑制実績の平均は、区民と職員の理解と協力により▲26.7%(大口需要施設▲38.8%、小口需要施設▲25.4%)となり、需要抑制目標である▲15%を大きく上まわる成果を挙げることができた。

また、電力使用量(kWh)抑制実績の平均は、▲21.5%(大口需要施設▲19.9%、小口需要施設▲21.4%、その他の低圧受電施設▲23.2%)となり、電力使用量についても、大幅な削減を実現することができた。

10 節電対策の見直しについて(平成23年)

経済産業省は、7月1日から9月22日までとしていた電気事業法第27条に基づく大口需要家に対する電力使用制限について、電力の需給バランスが改善していることから、9月9日(金)をもって終了することを決定した。

板橋区は、9月末まで引き続き15%以上の節電対策を継続するが、国の決定や区の節電状況、今後の気象状況等を踏まえ、区民サービスや安全を確保するため、電力使用制限解除にあわせ、下記の節電対策について見直すこととする。

(1) 輪番・臨時休館の終了

現在、輪番休館等を実施している地域センター・区民集会所、ふれあい館、いこいの家、体育館・温水プール、図書館、いたばし総合ボランティアセンター、ハイレイフプラザ、グリーンカレッジホール、エコポリスセンター視聴覚ホール・学習室、リサイクルプラザ、学校開放施設については、9月12日(月)以降は、原則として輪番休館を実施しない。ただし、区民集会所は、9月12日以降受付開始、9月15日(木)から貸出しを行う。赤塚植物園講習室の新規利用は、9月10日(土)以降受付を開始する。

(2) 開館時間短縮の終了

現在開館時間の短縮を行っている、いたばし総合ボランティアセンター、障がい者福祉センター、リサイクルプラザ、水車公園茶室、児童館、熱帯環境植物館については、9月12日(月)以降、短縮は行わず通常の開館時間とする。

(3) ナイター利用の開始

現在ナイター利用を休止している野球場、庭球場については、9月16日(金)から利用を開始する。

(4) 施設等における節電対策の見直し

施設等において現在行っている節電対策のうち、以下の対策については、9月10日以降見直しを行う。

- ・ エレベーターは、休止を解除し運行を行う。なお、施設の利用状況を見ながら弾力的な運用を行う。職員の移動については、可能な限りの階段利用を継続する。
- ・ 窓口や執務室の照明については、机上の照度500ルクスを確保することとし、不要な照明機器の消灯等については継続する。

- ・ 現在消灯している公園灯については、安全確保の観点から、順次点灯していく。
- ※周知の方法: 災害対策本部後、直ちにプレス発表、速報配布を行う。ホームページ、9月10日号広報いたばし、各施設での掲示により周知する。

11 10月以降の節電の取り組みについて(平成23年)

震災以降、取り組んできた節電対策を節電効果の順に、「レベル4」ひつ迫警報発令時の節電の取り組み、「レベル3」7月1日から9月9日までの節電の取り組み、「レベル2」9月10日から9月30日までの節電の取り組み、「レベル1」10月1日以降の節電の取り組みの4段階に区分した。

当初、予定していた節電期間は、9月30日で終了するが、引き続き節電対策として、下記の「レベル1」の取り組みを継続実施していく。

(1) 照明の節電

執務する机上の照度は、500ルクス程度を確保することを前提に、以下の対応を行なう。また、避難通路、階段等は、緊急時に備えて必要な照度を確保する。

- ・ エレベーターホール及び廊下等、照度が低くてもよい場所は、蛍光灯等を消灯または一部取り外す。
- ・ トイレ洗面器前の蛍光灯等を消灯または取り外す。トイレの照明は、使用時のみ点灯する。
- ・ 階段室の照明自動センサーを停止し、調光機能を作動させない。
- ・ 昼休み等の休憩時間は、窓口を除き事務室等を消灯する。
- ・ 使用していない部屋等の照明は必ず消灯する。
- ・ 案内表示・看板は、必要の範囲で点灯する。

(2) エレベーターの節電

- ・ エレベーターについては、施設の利用状況を踏まえ、運用するなど、節電に努める。
- ・ 職員の移動は、可能な限り階段を利用する。

(3) 空調の節電

- ・ 夏期の冷房設定温度は28℃、冬期の暖房設定温度は20℃とする。冷温水発生機等熱源機を使用している施設については、原則として、開館時間にあわせ起動し、閉館1時間前には熱源機を停止する。
- ・ 執務場所が複数ある施設については、可能な限り同じ場所(室)での執務を行うことにより空調機の使用を制限し、節電を図る。

(4) パソコン

- ・ 昼休みの時間帯は、執務に必要なパソコンを除き電源を切る。
- ・ パソコンは節電モードに設定した上で、使用しないときは電源コンセントを抜く。
- ・ 退庁時等パソコンを使用しないときは、必ず電源コンセントを抜く。
- ・ FAX、プリンタは節電モードに設定し使用する。

(5) その他の機器

- ・ 本庁では各給湯室の冷蔵庫を使用し、各課の冷蔵庫の電源を切る(業務利用除く)。各施設では、電気冷蔵庫の使用は、1台までとし、冷蔵強度は中とする。
- ・ 電子レンジ等は、業務での使用は可能とする。

(6) 待機電力等

- ・ 待機電力の節電のため、テレビ、音響機器等については、使用しないときは電源コンセントを抜き、待機電力の削減を図る。
- ・ その他の電気機器についても省エネモードや温度・強度などを適正に管理し、節電に努める。

12 平成24年度夏期の節電対策について

東京電力の今夏の余力電力は 4.5%程度が見込まれており、現在、東京電力管内においては国等からの数値目標を伴う節電要請はなされていない。しかしながら、全ての原子力発電所が停止しており、その代替電力は大部分を火力発電が担っているため、温室効果ガスの排出は急激に増加している。

したがって、環境自治体を目指す当区としては、エネルギーの効率的利用と温室効果ガス抑制の両面から、今年も、夏期の節電対策を実施することとし、あわせて板橋節電レベル表もリニューアルすることとした。この新節電レベル2を実施することで、区民サービスの低下にならない範囲で、最大限(ピーク電力▲15%程度)の節電対策を行う。

この取り組みにより、ピーク電力の削減だけではなく、省エネルギー、温室効果ガス削減、さらには、一定程度の財政効果が期待できる。

(1) 節電期間

平成 24 年7月1日から平成 24 年9月 30 日まで

(2) 節電レベル

レベル2を実施する

※今年度は、施設の輪番休館や開館時間の短縮は実施しない。

(3) 新たな節電レベルについて

国から平成 23 年夏ほどの節電要請がない場合の、夏期の取り組み(節電レベル2)を新たに設定した(旧レベル 1 と 2 の間に新たなレベルを設定)。

なお、夏期の節電対策の節電レベル2(ピーク電力▲15%程度)は、現在取り組んでいる節電レベル1(ピーク電力▲10%程度)と比較して、▲5ポイントの節電効果がある。

- ・レベル1(既設):夏期以外で、国からの数値目標がない場合の取り組み
- ・レベル2(新設):国から節電数値目標(ピーク電力▲10%程度)が示された場合、または、数値目標がない場合の夏期の取り組み
- ・レベル3(旧2):国から節電数値目標(ピーク電力▲15%程度)が示された場合(平成 23 年9月 10 日から9月 30 日)の取り組み
- ・レベル4(旧3):国から電力使用制限令が発令された場合(平成 23 年7月1日から9月9日)、または、レベル3実施時に国からの節電数値目標がさらに引上げられた場合の取り組み
- ・レベル5(旧4):電力ひっ迫警報発令時の取り組み

※レベル3(旧2)及び4(旧3)で取り組んだ平成 23 年 7 月から 9 月において、平成 22 年の同期間比で、ピーク電力で▲26.7%、電力使用量で▲21.5%の節電実績をあげることができた。

(4) 現在の取り組み(レベル1)から追加する節電対策について

平成24年夏は、現在実施しているレベル1の取り組みに加え、次の取り組みを行っている。なお、節電レベル表にない電力使用機器等においても、適正な職務環境は維持しつつ可能な範囲で節電の協力をお願いします。

◆トイレの節電

- ① 暖房便座の使用停止(温水洗浄機能は使用可)。(だれでもトイレは除く)

◆その他機器の節電

- ① 手洗い・流し用電気温水器の使用停止。
② 給湯室に設置してある電気給湯器について、午後1時以降の使用停止。
③ 電気ポットの業務利用について、各課・施設で1台のみ使用可。
④ 自動販売機について、節電運転の協力依頼。

(5) 区民への広報・啓発

広報いたばし6月16日号、区ホームページで、夏期の節電対策について周知する。

(6) 節電パトロール

7月から当面、節電パトロールを実施する予定。一日に本庁舎を含む3から4施設を定期的にパトロールする。

13 平成24年10月1日以降の節電対策について

平成24年度夏期の節電対策については、7月1日から9月30日の間、区民サービスの低下にならない範囲で最大限の節電レベル2(ピーク電力▲15%程度)が決定され、実施してきたところである。

今後の対応として、区としては引き続き節電に努める必要があること、また職員の中でレベル2の取り組みが一定程度定着したことを勘案し、板橋節電レベル表をリニューアルし、現行の取り組みと同レベルの新節電レベル1を、年間を通じ実施することとした。

この取り組みによりピーク電力の削減だけでなく、省エネルギー、温室効果ガス削減、さらには、一定程度の財政効果が期待できる。

(1) 節電レベル

節電レベル1を実施する

(2) 新たな節電レベルについて

平成24年5月21日付けで決定した板橋節電レベル表からレベル1を削除した。新板橋節電レベル表のレベル1は、現在取り組んでいる旧レベル2にあたる。

- ・レベル1:国から節電数値目標(ピーク電力▲10%程度)が示された場合、または、数値目標がない場合の取り組み。
- ・レベル2:国から節電数値目標(ピーク電力▲15%程度)が示された場合の取り組み。
- ・レベル3:国から電力使用制限令が発令された場合、または、レベル2実施時に国から節電数値目標がさらに引き上げられた場合の取り組み。
- ・レベル4:電力ひっ迫警報発令時の取り組み。

<区施設> 節電レベル			レベル4 (旧5)	レベル3 (旧4)	レベル2 (旧3)	レベル1 (旧2)	基準 (22年度)
			ひっ迫警報 発令時	使用制限令 発令時	節電数値目 標提示▲15	節電数値目 標提示▲10	
照明の 節電	照明の照度 (机上)	必要最小限の点灯	○				
		300ルクス程度		○			
		500ルクス程度			○	○	
		700ルクス程度					○
	エレベーター ホール・廊下等の 照明	消灯 (避難時必要照度確保)	○				
		間引き		○	○	○	
		点灯					○
	トイレ洗面器前 の照明	消灯・取外し	○	○	○	○	
		必要時のみ点灯					○
	トイレ全般照明	使用時のみ点灯	○	○	○	○	○
	階段室の 照明センサー	停止	○	○	○	○	
		作動					○
	昼休みの照明 (窓口除く)	消灯	○	○	○	○	○
	執務場所照明	最小限の範囲の照明	○				
		可能な限りまとめる		○	○	○	
		通常					○
未使用の部屋	消灯の徹底	○	○	○	○	○	
案内表示・看板 の消灯	消灯・減灯	○	○	○			
	必要に応じ点灯				○		
	点灯					○	
エレベーターの 節電	台数制限	原則全停止	○				
		一部停止		○			
		節電運用			○	○	
		全基稼働					○
	職員の階段利用	原則階段利用	○				
		可能な限り階段利用 近隣階へは階段利用		○	○	○	○
空調の 節電	設定温度	＜夏期＞28℃以上 ＜冬期＞原則暖房停止	○				
		＜夏期＞28℃ ＜冬期＞20℃		○	○	○	○
	冷温水発生機等 の熱源機運転	可能な限り停止	○				
		開館時刻起動、 閉館1時間前停止		○	○	○	
		通常運転					○
	執務場所の空調	最小限の範囲の空調	○				
		可能な限りまとめる		○	○	○	
		通常運転					○
	日射対策	カーテン・ブラインドの調整	○	○	○	○	○

<区施設> 節電レベル			レベル4 (旧5)	レベル3 (旧4)	レベル2 (旧3)	レベル1 (旧2)	基準 (22年度)
			ひっ迫警報 発令時	使用制限令 発令時	節電数値目 標提示▲15	節電数値目 標提示▲10	
トイレの 節電	温水・暖房便座 (誰でもトイレ除く)	使用停止	○	○	○		
		使用可(フタ閉)				○	○
パソコン の節電	昼休み	窓口を除き電源OFF	○	○	○		
		原則として電源OFF 又はスリープモード				○	○
	運転モード	可能な限りバッテリー 駆動及び画面輝度を 低に調整	○				
		節電モードで使用		○	○	○	
		通常					○
	退庁時・未使用 時	コンセント抜き	○	○	○	○	
		通常					○
	プリンタ・FAX・ その他OA機器	複合機以外使用停止	○				
		複合機以外原則停止		○	○		
節電モードで使用					○	○	
その他機 器の節電	冷蔵庫 (業務利用除く)	冷蔵設定温度【中】	○	○	○	○	
		給湯室冷蔵庫のみ使用	○	○	○	○	
		各課所有冷蔵庫も使用					○
	IHコンロ (キッチンヒーター)	使用停止(業務利用除く)	○				
		使用可		○	○	○	○
	手洗い・流し用 電気温水器	使用停止	○	○	○	○	
		使用可					○
	電気給湯器 (給湯室)	使用停止	○	○	○		
		午後1時以降使用停止				○	
		使用可					○
	電気ポット	使用停止	○	○	○		
		課・施設で1台使用可				○	
		使用可					○
	電子レンジ等	業務利用のみ使用可	○	○	○	○	○
自動販売機	節電運転の協力依頼	○	○	○	○		
	通常運転					○	
待機電力 の削減	電気製品全般	未使用時はコンセントを抜く	○	○	○	○	
		通常					○

節電見込率 (平成22年のピーク時電力【kW】との比較予測)	▲30%以上	約▲24%	約▲19%	約▲15%	基準
-----------------------------------	--------	-------	-------	-------	----

レベル1: 国から節電数値目標(ピーク電力▲10%程度)が示された場合、
または、数値目標がない場合の取り組み
レベル2: 国から節電数値目標(ピーク電力▲15%程度)が示された場合の取り組み
レベル3: 国から電力使用制限令が発令された場合、
または、レベル2実施時に国から節電数値目標がさらに上げられた場合の取り組み
レベル4: 電力ひっ迫警報発令時の取り組み
※各節電レベルの内容(節電見込率)は、国からの節電目標値を十分達成できるよう設定している。

第10 その他の被災地支援

◆京都府南部地域豪雨による被害への職員派遣

京都府宇治市において、平成24年8月13日から14日にかけて降り続いた豪雨により2,000棟を超える家屋等の被害が発生した。

宇治市は、被災した家屋の被害調査と調査結果に基づき災証明発行を行うにあたり、市内に所在する京都大学防災研究所が中心となって開発したシステムを活用して業務を行うこととなった。

同システムは、東京都が都内自治体に推奨しており、導入に向け実証実験などを行っていたところであり、システム操作経験者を有する都内自治体などに対し、東京都を通じ8月21日に職員の派遣要請が行われた。

板橋区は、応援業務の開始当初から職員を派遣し、迅速な被害家屋認定および災証明書の発行により、被災市民の生活再建が早期に行われるよう支援した。

また、板橋区では、災証明発行を含めた被災者支援システムの導入を検討中であり、今回の派遣で得た知識を、被災者支援業務の基盤整備につなげていく。

1 日程・業務

- (1) 平成24年8月27日（月）～31日（金）（5日間）
＜現地被害状況調査業務（一次調査）＞
- (2) 平成24年9月10日（月）～14日（金）（5日間）
＜り災証明書発行業務＞
- (3) 平成24年9月18日（火）～21日（金）（4日間）
＜り災証明書発行業務＞

2 派遣職員数

- (1) 2人（都内自治体派遣職員計 7人）
- (2) 2人（同 17人）
- (3) 2人（同 17人）

※板橋区派遣職員合計 28人日（いずれも危機管理室職員）

3 業務内容

- (1) 現地被害状況調査業務
事前調査により特定された被害発生地域を、2～3人を1班として戸別訪問し、対面聞き取りにより被害状況を調査
- (2) り災証明書発行業務
身分証明書等で本人確認を行った後、住民情報、固定資産情報、被害調査情報を特定したうえで調査結果を説明し、当事者了承のうえ証明書を発行

4 対象件数

- (1) り災家屋調査対象件数
約5,500件
- (2) り災証明書交付件数（9月30日現在）
1,437件

5 参 考

(1) 浸水家屋等の被害状況（初期調査）

	8月13日大雨	8月17日大雨	8月18日大雨
最大時間雨量	78.5mm	33mm	42.5mm
累加雨量	311mm	43mm	50.5mm
全壊	16棟		
半壊	15棟		
床上浸水	591棟	1棟	8棟
床下浸水	1,439棟	4棟	5棟
落雷による全焼	1棟		
合 計	2,062棟	5棟	13棟

※宇治市災害対策本部発表資料より

(2) 被災者支援システム

家屋の被害状況、住民基本台帳、固定資産台帳を突き合わせて被災者台帳を作成し、り災証明の発行から義援金の交付など被災者の生活支援まで、迅速に処理するためのシステム。

(3) その他の市の対応

り災証明発行窓口、二次審査受付窓口、被災証明・ごみ処理などの総合窓口や、仮設住宅担当課、被災者支援係などの新設

6 課題

(1) 調査

り災証明の交付には職員2～3名が出向いて1棟ずつ調べる必要がある。東日本大震災で多大な被害を被った宮城県石巻市では、被災後半年が経過した時点で二次審査申請が5,000件を越えており、首都圏ではさらなる混乱が予想される。

(2) 発行業務

膨大な数の被災者から一斉にり災証明の申請が提出されるため、発行業務の効率化は重要な課題である。

- ・板橋の被害想定：ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による全壊1,656棟、半壊10,726棟
- ・建築専門職の職員が少ない（応急危険度判定業務も）
- ・特別区においては、固定資産税の賦課徴収が東京都の事務であり、発災時に情報提供がなされることになっている。
- ・住民基本台帳、課税台帳それぞれのデータを別に管理しているため、データの突き合わせに人手と時間がかかる。

(3) 処理システム

- ・「被災者生活再建支援システム」

電子地図(GIS)を活用し、被害調査データ、住民基本台帳、家屋台帳(固定資産

税の課税データ)を突き合わせて被災者台帳を作成するものであり、住宅の被害調査から「り災証明」の発行、義援金の交付など被災者の生活支援まで、効率的に処理することができるシステム。

京都大学防災研究所等が国(文部科学省)の委託を受けて開発。

平成23年度、豊島区などをモデルとした実証試験を実施。平成24年度は、9月1日の東京都防災訓練において、システム活用訓練を実施し、地域特性にも合わせた活用ができるよう調整が進められている。24年度は、中央区、新宿区、豊島区が導入予定。

8月中旬に局地的豪雨に見舞われた京都府宇治市で初めて使用されているが、今後都心部での水害対応などでの活用にも期待がかかっている。

東京都は、今後、より多くの区市町村に対して、本システムの導入が進むよう、説明会や研修会を開催するなど積極的に働きかけを行うとしている。

(特長)

建築に関する専門知識がない職員でも、決められた様式にしたがって「屋根の一部がはがれた」「壁に亀裂が入った」などのチェック項目(事例写真や文章による説明)を確認すれば、チャート式に点数が導き出せ、その合計点により全壊・半壊などの判定が可能。

調査結果(調査票)を自動読み取り装置を使ってデータベース化できるため、手作業での入力が必要である。(入力委託は多額の経費を必要とする)

GIS(電子地図)を活用して、被害調査データと住民基本台帳、家屋台帳とのデータ照合を効率的に行える。

東京都が固定資産税情報を特別区に対し提供することが決まっており、当該システムではデータ取り込み検証済みであるため、検証経費と手間が省ける。

7 現地での状況

(1) 一次調査

○各戸を訪問し、居住者とともに被害状況を確認しながら調査を進める



居住者の了解を得、まず外観調査から始める

○水深を確認し計測する

その他、外壁の亀裂、躯体の破壊・傾斜、屋根の損傷などを確認していく



- 一見被害が少なそうな家屋も、内部に水や土砂が流れ込み被害は大きい
室内も浸水深、内壁、床、天井、柱、建具などを調査する



※宇治市では、山間部に多数の窯元や一般住宅が存在し、山肌の崩れや河川の護岸崩壊などで多くの被害を被った。調査1週目で予定地域の大半を調査することができたが、都市部での大災害では長期化が懸念される。

(2) 災証明発行業務

- 支本庁舎1階ロビーに設営されたり災証明発行窓口



ア) 災証明申請受付

- ・ 必要書類等の確認
- ・ 受付番号札の配付
- ・ 連絡事項書類の配付

調査済証・印鑑・本人確認書類・委任状・登記簿など
発行窓口整理担当が順番を確認し回収
証明発行の流れや、その他相談窓口の案内など

- ・注意事項連絡 証明に関する注意事項、個人情報に関する確認事項など
- ・処理済番号の表示 受付時間の目安となるよう、処理済番号を表示
- ※この段階で書類の不備を発見しないと、待たせた揚句に受付できず混乱する

①審査方法・基準の説明掲示

- ・写真や文章による、被害認定基準の公開
- ・証明発行に関するQ&A
- ・災害見舞金の交付に関するお知らせ

②証明発行窓口

受付整理担当

- ・確認シート(申請書)の記入依頼・説明
- ・受付番号札の回収
- ・受付順の調整・案内
- ・二次調査窓口案内

証明発行担当

- ・書類確認
- ・住民基本台帳、登記簿情報、調査情報の確定(システム内処理)
- ・調査結果の本人確認
- ・証明発行、関係資料の配布



証明発行会場入口

発行窓口(手前)と待合席(奥)

発行窓口は6箇所用意し、混雑状況に応じ開設した
また、二次審査受付窓口が混雑した場合、証明発行窓口の一部を二次審査受付窓口として対応した

③証明発行待合席

- ・申請者が確認シート(申請書)の記入を行う
- ・案内担当は記入要領の説明を行う

④証明発行窓口

- ・必要書類の再確認、本人確認を行う
- ・調査済証の調査情報から、住民基本台帳情報・固定資産税情報を確定する
- ・調査結果を本人に伝え、了承のうえで災害証明書を発行する
個人単位で発行可能だが、世帯全員の氏名を記載しておけば使い回しが可能
- ・証明と同時に発行される見舞金請求書及び返信用封筒を渡す
- ・その他、連絡事項書類を渡すと同時にその他の相談窓口を案内する

- ※窓口裏に住民基本台帳確認用端末及び確認連絡用電話を設置し対応
- ※窓口は、発行窓口担当以外に関連課の課長等、システムエンジニアが常時待機
(関連課とは、災対証明発行班、災対調査班(建築技術)、資産税課等)

㊦二次審査受付窓口(P63)

り災証明発行窓口に隣接して、二次審査受付窓口を設置し対応

証明発行窓口では、待ち時間短縮のために原則として審査基準についての説明は行わない。

他の審査結果と比較して納得がいく結果ではないと思われる方は、二次審査の申し込みをし、後日現地で対面のうえ再審査を行う。

※宇治市では、納得がいくまで何度でも再審査を行うとしていたが、宮城県石巻市では、一次審査は外観目視のみで、二次審査で建築技術職立会のもと所有者と対面で十分な審査を行い、それ以降の審査は行わなかった。

また、審査方法や内容を理解した上で証明を受け取りたいとの要望も多く、審査票をもとに説明を受けることができる。

(3) り災証明以外の総合相談窓口の開設(派遣事務以外)

- ・「被災証明」(自動車等の浸水による被害証明)
- ・自動車税、府民税、市民税相談窓口
- ・ごみ処理に関する相談
- ・電気、ガス、NHK受信料などの減免措置の案内など

「被災者支援窓口」



◆山形県最上町に対する緊急除雪支援

板橋区は、平成24年1月下旬から2月初旬にかけての各地の大雪報道を受けて、災害時相互援助協定を結んでいる各自治体へ連絡し、被害の有無や必要な支援がないか確認した。

その後、最上町から、1月30日に豪雪対策本部を設置して大雪に対応しているが、除雪対応の人員が十分でないことから、支援についての連絡を受けた。

最上町の2月3日現在の積雪は150cmで、災害時相互援助協定による同町からの派遣要請に基づき、高齢者のみの世帯で近隣住民や事業者による除雪が間に合わないなど、緊急性の高い世帯の除雪作業を行った。

板橋区と最上町は、平成14年10月に「災害時における相互援助に関する協定」を締結している。

昨年3月、東京都が金町浄水場の水道水から放射性ヨウ素(ヨウ素131)210Bq/kgが検出されたと発表し、乳児に水道水を飲ませることを控えるよう注意喚起した際には、500mlのペットボトル20,000本分の飲料水の支援を最上町から受けている。

1 派遣期間

平成24年2月7日(火)から2月9日(木)の3日間

作業予定

1日目：到着後 ～16:00

2日目：9:00～16:00

3日目：9:00～12:00

2 派遣人員

15名(1班5名×3班体制)

<内訳>総務部4名、危機管理室2名、都市整備部4名、土木部5名

3 支援内容

高齢者宅等のうち緊急性の高い世帯の除雪作業

(住宅周辺除雪・道路へ搬出/1棟あたり半日～1日)

4 実績

1日目：福祉施設の除雪作業(15名体制)

2日目：高齢者宅8世帯の除雪作業(1班5名×3班体制)

3日目：高齢者宅8世帯の除雪作業(15名体制)

5 状況

豪雪対策本部：平成24年1月30日(月)16:00設置

積雪：150cm

被害：なし

6 現場状況
福祉施設の除雪作業



民家の除雪作業



地元「山形新聞」記事

